

議案第80号

石岡市生涯現役社会推進条例を制定することについて

石岡市生涯現役社会推進条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

合併10周年を機に，子どもから高齢者までのあらゆる世代の市民が，生涯にわたり，健康でいきいきと活躍し続けることのできる生涯現役社会づくりを推進するため。

石岡市生涯現役社会推進条例

石岡市は、自然環境、歴史、文化等の豊かな地域資源を活かし、子どもから高齢者までのあらゆる世代の市民が、仕事、趣味、社会活動等を通し、誇れる石岡で生涯にわたり、健康でいきいきと活躍し続けることのできる生涯現役社会づくりを推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、生涯現役社会の推進のための基本理念並びに市民、地域コミュニティ、事業者等（以下「市民等」という。）及び市の役割を明らかにし、もって本市における生涯現役社会の推進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 生涯現役社会の推進は、市民が生きがいを持ち、地域とともに、生涯にわたり、健康でいきいきと暮らせる社会づくりの主役になることを基本理念とする。

(市民等の役割)

第3条 市民等は、生涯にわたり、健康を保持し、生涯現役社会の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、生涯現役社会の推進に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。